

2014年1月23日

「消費者委員会食品表示部会 第2回加工食品の表示に関する調査会 資料」  
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部  
安全政策推進部  
鬼武一夫

表示責任を有する者及び実際に製造等を行う場所の整理について（案）

全体的なコメント

1. 現行の3つの法令をベースにするだけでなく、食品表示一元化検討会を含むこれまでに行われた利害関係者との協議等で提起された提言や国際的な動向を考慮に入れて、作業が行われるべきである。
2. 食品の国際的な取引が今後ますます進展することが予測される以上、用語・その定義に関しては国際的なハーモナイゼーションを図るべきである。
3. 現行の制度に関して正確な記述が行われるべきである。
4. 食品表示法第一条（目的）「この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、…一般消費者の利益の増進を図る…」と述べられている。提案文には行政の取締りの観点からの記述が目立つ。この事実を考慮に入れた説明・記述が行われるべきである。

個別コメント

※提案内容に意義ないし、問いかけを行うもの（項目番号：18、19、20、22、25、26）、その他は記述内容の修正を提案するものである。

（3ページ）：表示責任を有する者等の整理に関する論点

1. 現行制度についての説明は、食品衛生法に関連する事項をまず記述し、その後にJAS法に関連する事項を記述すべきである。

理由

・食品表示法第一条に、「この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み…」と述べられている以上、現行制度の説明においては、食品衛生に関連する事項が先ず記述されるべきであるから。

### (3 ページ)：表示責任を有する者等の整理に関する論点

2. “● JAS 法に基づく表示基準において、「表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所」を表示させている。(機能)・食品の素性についての問合せ先・表示に誤りがあった場合における問合せ先(一義的な表示是正措置の対象)”の記述を手直しすべきであろう。

#### 理由

- ・最初の機能は、消費者からの問合せに言及しているものと考えられる。消費者は食品の素性(生まれ・育ち)だけではなく、当該食品の様々な内容に関して回答できることが期待されている。
- ・なお、「機能」という用語が用いられているが、適切ではない。「理由」あるいは「目的」という用語が用いられるべきである。製造者または販売者の氏名と住所の表示は、消費者にとっても、当該食品の重要な情報である。

### (3 ページ)：表示責任を有する者等の整理に関する論点

3. “● また、食品衛生法に基づく表示基準において、衛生上の観点から、どこで製造(又は加工)されたものかを明らかにするため、製造所(又は加工所)の所在地と製造者(または加工者)の氏名を表示させている。(機能)・食品衛生法上の問題が生じた場合における立ち入り先(この表示により、迅速に調査を開始し、危害の拡大を防止することができる。)”の記述を手直しすべきであろう。

#### 理由

- ・ここに記述されている機能は、取締り・行政機関からの問い合わせに関連するものである。消費者が当該食品の様々な内容に関して問合せするためにも、製造者または販売者の氏名と住所の表示は必須である。

### (3 ページ)：表示責任を有する者等の整理に関する論点

4. 〈表示例〉は、現行制度を正しく反映していない。

#### 理由

- ・現在の制度では、販売者と製造者を、一括表示欄に並列で表示することは要求されていない(JAS法に基づき表示するものを別記様式枠内(一括表示枠内)に記載することが必要とされている。しかし、他法令(食衛法)に基づくものを枠内に記載することも可能<sup>1</sup>としている。
- ・ただし、乳および乳製品並びにこれらを主原料とする食品に至っては乳処理場又は製造所の所在地および乳処理業者又は製造者の氏名を記載することとされており、一般食品の場合と異なり販売者の住所に乳処理場または製造所の固有の記号を付す例外表示は認められない<sup>2,3</sup>としている。
- ・また現在の制度では、販売者の名称と住所の表示並びに製造所固有の記号の表示が認められている。

<sup>1</sup> 加工食品品質表示基準改正(わかりやすい表示方法等)に関する Q&A (平成 24 年 7 月一部改正) 問 17

<sup>2</sup> 食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

<sup>3</sup> 食品衛生法に基づく表示について 消食表第 46 号 (平成 24 年 2 月 24 日)

(4 ページ)

#### 5. 食品表示基準

“● 表示責任を有する者（以下「表示責任者」とう。）については、食品の素性の問合せ先としての機能を有し、消費者の食品選択に資するため、表示することが**適当**。”の記述は、修正されるべきである。

#### 理由

- ・まずは、理解しにくい文であるから。
- ・表示責任を有する者は、当該食品の表示内容を含め、商品全般に責任を有する者であり、この者を表示することは、「適当」ではなく、「必須」であるからである。
- ・消費者にとっては、食品の素性（生まれ・育ち）だけではなく、当該食品の様々な内容に関して問合せを行うことから、当該食品の表示内容を含め、商品全般に責任を有する製造者または販売者の氏名と住所の表示は必須である。

(4 ページ)

6. “● 製造（又は加工）された場所については、衛生上の危害が発生した場合の問合せ先としての機能を有することから、表示することが**適当**。”の記述は、修正されるべきである。

#### 理由

- ・製造（又は加工）された場所の表示に関しては、現在、商品全般に責任を有する製造者または販売者の氏名と住所の表示、並びに製造所固有の記号の表示が認められているが、この規定が維持されるのかが示されるべきである。

(10 ページ)：食品表示基準における表示責任を有する者の考え方

#### 食品表示法

7. “● 現行の JAS 法に基づく表示基準において「表示内容に責任を有するもの」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は変わるものではなく、食品表示基準においても、「表示内容に責任を有する者」の氏名又は名称及び住所の表示が必要。”の記述は、修正されるべきである。

#### 理由

- ・現行の JAS 法に基づく表示基準において、「表示内容に責任を有する者」に関する表示が規定されているが、JAS 法の表示規定だけではなく、食品衛生法上の表示規定も含まれている食品表示法においては、表示内容だけではなく、安全性を含む当該食品全般に責任を有する者の氏名と住所が必要であるからである。

(10 ページ)：食品表示基準における表示責任を有する者の考え方

8. “● これらの情報は、「当該食品の内容を最もよく把握している者」が有しているため、その者に表示の責任は発生すると考えられる（「販売者」や「製造者」に限定されない。）”の記述は、修正されるべきである。

## 理由

- ・当該食品全般に責任を有する、「販売者」もしくは「製造者」として食品に表示される食品事業者が、これらの情報を有している、あるいは有していることが求められる。すなわち、「当該食品の内容を最もよく把握している者」でなければならないからである。

(11 ページ)

9. “● このように、「販売者」や「製造者」に限定せずに表示責任者を規定することにより、**様々な製造・流通実態に対応可能**。

仮に、加工食品について、「販売者」や「製造者」等を表示責任者として規定した場合、表示責任者が必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない又は適切ではない（法が予定していない）場合が生じる。”という考え方は止めるべきである。

## 理由

- ・食品に表示される「販売者」や「製造者」は、表示の責任者であるだけでなく、安全性および異味異臭、異物混入等の諸問題を含め、当該食品全般に責任を有する食品事業者であるからである。また、食品に表示される「販売者」や「製造者」は食品事業者として、食品の内容を把握しておかねばならないからであり、また把握するよう努めることが、法律上義務付けられているからである。

(11 ページ)

10. “【「販売者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・小売業者が食品を仕入れて販売する NB 商品 《12 頁参照》” の記述は修正されるべきである。

## 理由

- ・ここで論じられている小売業者は、NB 商品を仕入れて販売する多数の小売業者のひとりであり、食品表示における「販売者」ではない。
- ・【「販売者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】は、「NB 商品を仕入れて販売する小売業者は、食品表示制度における「販売者」にはならない」とすべきである。

(11 ページ)

11. “【「製造者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・大手メーカーがブランドオーナーである NB 商品 （実際に食品を作っているのは別の製造者）  
《13 頁参照》 → 製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない” の記述は修正されるべきである。

## 理由

- ・大手メーカーがブランドオーナーである NB 商品を実際に作っているのは別の製造者であったとしても、その大手メーカーは、ブランドオーナーである NB 商品の表示を含め、そのすべてに責任を有している以上、製造委託先のメーカーが、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握しているか否かにかかわらず、その大手メーカーが「販売者」として表示されるべきである。この場合、製造者を

併記しない場合、製造者固有の記号が必要となる。

- ・ よって、「実際に食品を作っているのは別の製造者であっても、大手メーカーがブランドオーナーである NB 商品には、その大手メーカーが「販売者」と表示されるべきである」とすべきである。

(11 ページ)

12. “【「製造者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・ 小売業者がブランドオーナーである PB 商品 <<14 頁参照>> → 製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない”の記述は修正されるべきである。

理由

- ・ 小売業者がブランドオーナーである PB 商品の表示を含め、そのすべてに責任を有している以上、製造委託先のメーカーが、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握しているか否かにかかわらず、その小売業者が「販売者」として表示されるべきである。この場合、製造者を併記しない場合、製造者固有の記号が必要となる。
- ・ よって、「小売業者がブランドオーナーである PB 商品の場合、その小売業者が、「販売者」と表示されるべきである」とすべきである。

(11 ページ)

13. “【「製造者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・ 海外で製造され、輸入業者が食品の情報を把握している輸入食品 <<15 頁参照>> → 実際に製造している海外のメーカーは、海外の事業者に対しては食品表示法の指示や命令、罰則は適用されないため、表示責任者として適切ではない（法が予定していない。）”の記述は修正されるべきである。

理由

- ・ 海外のメーカーは表示責任者として適切ではないのではなく、海外で生産され、輸入された食品に関しては、国内で生産、販売される食品に適用される「製造者」あるいは「販売者」の表示は適用されないからである。

(11 ページ)

14. “現行の JAS 法と同様に、表示責任者の欄には、それぞれの業態に合わせ、「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」と表示することとする。”は再考すべきである。

理由

- ・ 確かに現行の JAS 法は「表示内容に責任を有する者」という用語を用いているが、この用語は食品衛生法では用いられていない。
- ・ 「表示内容に責任を有する者」という概念は、「表示内容だけではなく、安全性を含め食品全体に責任を有する者」という概念と大きく異なる。
- ・ コーデックスの表示規格や諸外国の食品表示の法律では、食品には製造者、販売者等の食品事業者の表示が義務付けられている。EU では、表示に責任を負う者は、食品事業者であると定められている。

- ・「表示責任者」という用語を導入すると、「表示責任者」は、「製造者」、「加工者」、「販売者」および「輸入者」などの「業を営む者」と同等となり、あたかも「表示業」が存在するかのような誤解が生まれる。表示は、品質と同じように、食品事業における要件である。

(13 ページ) : (参考) 食品の様々な流通実態と表示責任者②

15. “(大手食品メーカーがブランドオーナーである NB 商品のポテトチップス(「実際に食品を作っている者」は別の製造業者) の場合)  
例 : D が表示責任者だが、C が表示をするポテトチップス” の説明は見直すべきである。

理由

- ・「表示責任者」という言葉がタイトルおよび図の中で用いられているが、この言葉は、提案されているものの、本調査会において承認されたものではない。
- ・「実際の表示をする者」は、食品メーカーC となっているが、食品メーカーC が大手食品メーカーD の指示に従って表示をする場合には、食品メーカーC が実質的に表示する項目は、日付表示程度であろう。従って、「...C が表示するポテトチップス」および「...実際に食品を製造し表示を付した者が C であっても...」という記述は正確ではない。
- ・大手食品メーカーD は「販売者」として、表示を含め、当該食品に対する責任を有する。

(14 ページ) : (参考) 食品の様々な流通実態と表示責任者③

16. “(小売業者がブランドオーナーである PB 商品のポテトチップスの場合)  
例 : G が表示責任者だが、F が表示をするポテトチップス” の説明は見直すべきである。

理由

- ・「表示責任者」という言葉がタイトルおよび図の中で用いられているが、この言葉は、提案されているものの、本調査会において承認されたものではない。
- ・「実際の表示をする者」は、食品メーカーF となっているが、食品メーカーF がスーパーマーケット G の指示に従って表示をする場合には、食品メーカーF が実質的に表示する項目は、日付表示程度であろう。従って、「...F が表示するポテトチップス」および「...実際に食品を製造し表示を付した者が F であっても...」という記述は正確ではない。
- ・スーパーマーケット G は「販売者」として、表示を含め、当該食品に対する責任を有する。

(15 ページ) : (参考) 食品の様々な流通実態と表示責任者④

17. (外国で製造され、輸入業者が食品の情報を把握しているポテトチップスの場合) の図は見直すべきである。

理由

- ・「表示責任者」という言葉が用いられているが、この言葉は、提案されているものの、本調査会において承認されたものではない。

18. “食品表示基準における「製造」と「加工」の定義”について、適切であるか否かが本調査会において吟味されるべきである。

### 理由

- ・「製造」と「加工」の定義に関して、食品衛生法の定義ではなく、JAS 法の定義が採用された理由をまず示すべきである。また、採用された定義が、適切であるか否かが吟味されるべきである。
- ・実際に食品を製造した者の例として、干しえびを味付けする者が挙げられているが、味付けの工程は「製造：その原料として使用したものと本質的に異なる新たなものを作り出すこと」に相当するの  
か。味付けの工程はどちらかと言えば、「加工：あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること」に相当するのではないか。味付けが「製造」に該当する理由を示すべきである。
- ・「実際に食品を加工（調整及び選別を含む。）した者」が提起されているが、「調整」とは何を意味するかを定義すべきである。「調整」を英語で表記すると、どのような言葉になるのか。「選別」は、食品の製造においても、加工においても一般的に行われるが、なぜ加工においてのみ言及されているのか。
- ・「実際に食品を加工（調整及び選別を含む。）した者」の例として、干しえびを袋詰めする者が挙げられているが、袋詰めは一般的には充填 (packing) であり、「加工：あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること」には相当しないのではないか。

『製造』とは、その原料として使用したものと本質的に異なる新たなものを作り出すこと。  
『加工』とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新たな属性を付加すること。

- ・加えて、これらの意味が、外国人を含め、利害関係者に正確に理解できるのかが、吟味されるべきである。  
“「製造」とは、その原料として使用したものと本質的に異なる新たなものを作り出すこと。”を英語で表記すると、“Manufacture means producing of something new that is substantially different from substances used as its raw materials.”となる。  
一方、“「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新たな属性を付加すること。”を英語で表記しようとする、“Processing means addition of any new attributes while maintaining its nature…”となり、英文にならない。これは“「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新たな属性を付加すること。”が意味不明である（不完全な日本語である）ためである。  
なお“「加工」とは、材料としてのあるものに、その本質は保持させつつ、新たな属性を付加すること。”とすれば、意味を持つ。即ち、“Processing means addition of any new attributes to something as ingredient while maintaining its nature.”
- ・属性という言葉が用いられているが、この言葉は一般の人によって日常的に用いられている言葉であるとは思われない。より平易な言葉が用いられるべきである。(広辞苑第二版：属性 (attribute) ①その物の有する特徴、性質)

(17 ページ) : 「加工食品」と「生鮮食品」の整理について (案)

19. “食品表示基準では「形態の変化」は「加工（新しい属性の付加）」には該当しないものとして整理することとする。”は適切ではない（より具体的な例示が必要）。

理由

- ・例えば、牛肉をスライスもしくはミンチにし、その形態を変化させた場合、得られた製品は微生物学的特性の点で、前の製品と大きく異なり、従って使用方法も異なることになり、新しい属性が付与されたということになるからである。
- ・上記コメント（項目 18）の続きになるが、「加工」の定義の中で用いられている「属性」とは、具体的に、また例を示して明示すべきであろう。
- ・「加工食品」と「生鮮食品」の整理を行うのではなく、それぞれの定義を定めるべきである。図の中で、「加工食品は、製造又は加工された飲食物として別に定めるもの」、また「生鮮食品は加工食品以外の飲食物として別に定めるもの」と記述されているが、どこにこれらが定められるのかが明示されるべきである。更に、食品事業者は、定められたものの中に見当たらない食品が加工食品に該当するのか、それとも生鮮食品に該当するのかを判断しなければならないケースが今後生じてくると予想されるので、判断するための基準や根拠が示されるべきである。
- ・「製造者」と「加工者」に関する具体的事例が少し書かれているが、実際の製品においてはこれだけで判断できないものも存在すると思われ、Q&A 等で具体例を示すことが必要と思われる。特に複雑な経路で製造される商品にいたっては、同じような商品であっても保健所で見解が異なる判断がなされることがあるため、事業者はこれまで都度、確認をしている状況がある。
  - ※ 例えば、「包装加熱された食品を仕入れ、小分けし、再度加熱して出荷するもの」や「すでに包装された食品をパーツとして仕入れ、複数のパーツを詰め合わせするケース」など、さまざまなケースが存在する（参考）。
- ・（繰り返しにはなるが）実際の流通においてはさまざまな商品が存在しており、具体的な事例もふまえて説明すべきである。これではわかりにくいとされたことが解決したことにはならない。

(20 ページ) : 実際に製造や加工を行う場所について

20. “現行の食品衛生法

当該食品について、最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所（輸入品にあつては、輸入した者の営業所在地）を表示させることとしている。

（理由）食品衛生上の問題が生じた場合、当該食品が実際に作られた場所等を特定し、迅速に危害の拡大防止を図る必要があるため。”の記述は見直されるべきである。

理由

- ・現行の食品衛生法は、最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所（輸入品にあつては、輸入した者の営業所所在地）を表示させることを必ずしも要求している訳ではない。
- ・例えば、スモークサーモンという商品が、A：サーモンのフィレ加工、B：スモーク加工、およびC：スライス・包装の3つのプロセスを経て作られ、そしてそれぞれのプロセスは異なる3つの事業所において行われた場合、複数の事業者が衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所となるケースも

存在する（ここは最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所に関して、具体的な事例をあげてもらいたい）。

- ・輸入品に関しては、輸入者の営業所所在地が単なる事務所であり、当該輸入品を保管する場所でないことが多いことから、輸入者の営業所所在地が最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所になることはない。
- ・さらに、一部の商品を除き、当該食品に責任を有する製造者または販売者と製造所固有の記号の表示が認められており、（厳密には）必ずしも最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所（輸入品にあつては、輸入した者の営業所所在地）を表示することが義務付けられているわけではない（製造や加工を行う場所の表示が行われていなくとも、現在の製造所固有の記号の制度によって、「食品衛生上の問題が生じた場合、当該食品が実際に作られた場所等を特定し、迅速に危害の拡大防止を図る」ことは今まで達成できている）。
- ・また、製造や加工を行う場所の表示は、「食品衛生上の問題が生じた場合、当該食品が実際に作られた場所等を特定し、迅速に危害の拡大防止を図る必要があるため」と記述されているが、表示の目的はこれだけではなく、当該食品の製造や加工の責任者を消費者に理解してもらい、安全性を含む、あらゆる問合せに対応するためでもある。

(20 ページ)：実際に製造や加工を行う場所について

#### 21. “食品表示法

- 欄名には、最終的な衛生状態の変化が生じた製造や加工を行う場所であるということが分かるようにするため、「製造所」「加工所」（輸入の場合は「輸入元」または輸入者の営業所所在地であることが分かる語）と記載することとする。”は見直されるべきである。

#### 理由

- ・現在、製造所所在地、製造者氏名の例外的表示（製造所固有の記号の記載による例外的な表示方法）が認められているということは、忘れてはいけない。

(21 ページ)：食品表示基準における用語の整理（案）

- 22. “● ただし、製造や加工を行う場所の情報は、当該食品が実際に作られた場所等を特定し、迅速に危害の拡大防止を図ることを目的としているため、最終的に衛生状態を変化させる製造または加工（調整または選別を含む）を行った場所を表示させることが適当。

(理由)

食品の衛生状態を変化させる小分けをする者（事業者 $\alpha$ ）と、その者から仕入れた包装済みの食品をさらに贈答用にラッピングして販売する者（事業者 $\beta$ 、表示責任者）がいる場合、事業者 $\alpha$ ・ $\beta$ ともに「加工者」となってしまう、情報に重複が生じているように見えてしまう（どちらが表示責任者か判然としない）。

※上記の場合、事業者 $\alpha$ については、実際に加工（包装）した場所の情報として表示し、事業者 $\beta$ については、「販売者」として、表示責任者の表示をすることとする。”に挙げられている例は、小売店にとって大きな問題になろう。

## 理由

- ・この文章は17ページの加工に関する説明と齟齬があるものと思われる。17ページにおいては食品表示基準では、「形態の変化」は「加工（新しい属性の付加）」には該当しないものとして整理することとするとしている。しかし、ここではラッピングだけした者が加工者であると書かれている（であるならば、上述（19項）のとおり、混同しそうなケースを例示し整理すべき）。
- ・また、小売店において、その規模の大小にかかわらず、包装済の食品をさらに贈答用にラッピングして（独自に、あるいは顧客のニーズに従って）販売する行為は、きわめて頻繁に行われている。このような場合、小売店が食品表示制度上「販売者」になれば、その包装済の食品にはその食品に責任を負う「販売者」もしくは「製造者」が既に表示されているはずであるにもかかわらず、その小売店はその包装済食品の表示・品質を含め、すべてに責任を負わねばならなくなり、小売店にとって大きな負担となり、きわめて不合理である。

(22 ページ) : (参考) 食品の流通実態と製造所 (一般的な NB 商品のポテトチップスの場合) ※12 頁と同じ事例

23. “A において、本社でラベルを作成し、工場に指示して食品を製造させている場合、表示責任者として A の名称と本社住所を、製造所の情報として工場の所在地を記載する。” は再考されるべき。

## 理由

- ・現在、製造所所在地、製造者氏名の例外的表示（製造所固有の記号の記載による例外的な表示方法）が認められているということは、忘れてはいけない。これは消費者から見ても受け入れられているし、取締りの観点からも特段問題ではない。
- ・製造所固有の記号は、充填・包装時に印字されることによって、事業者は合理化を行っている場合があるが、製造所固有の記号の制度が認められなくなると、事業者は大きな痛手になる。

(23 ページ) : (参考) 食品の流通実態と製造所

(大手食品メーカーがブランドオーナーである NB 商品のポテトチップス (「実際に食品を作っている者」は別の製造業者) の場合) ※13 頁と同じ事例

24. “…表示責任者としては D の名称と住所を、製造所の情報として C の工場の所在地と C の名称を記載する。” は再考されるべきである。

## 理由

- ・現在、製造所所在地、製造者氏名の例外的表示（製造所固有の記号の記載による例外的な表示方法）が認められているということは、忘れてはいけない。これは消費者から見ても受け入れられているし、取締りの観点からも特段問題でない。
- ・製造所固有の記号は、充填・包装時に印字されることによって、事業者は合理化を行っている場合があるが、製造所固有の記号の制度が認められなくなると、事業者は大きな痛手になる。

(25 ページ) : (参考) 食品衛生法における製造所固有記号制度

25. 製造所固有記号制度について

## コメント

- ・食品表示法においては、製造所固有記号制度を廃止するのか。廃止するとなるときわめて大きな制度変更となり、その影響は甚大である。
- ・現行制度をより有効に活用できるような、これまで蓄積されたデータの整理と消費者が知りたい情報を入手可能とする仕組みについて考えるべき。

### (27 ページ) : 食品表示基準に基づく表示例

#### 26. 食品表示法における食品表示基準に基づく表示例について

## コメント

- ・食品表示法においては、「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」の表示と共に、「製造所」もしくは「加工所」の表示が義務付けとなるのか。製造者固有の記号の制度は存続するのか。
- ・食品表示法における要件は「表示内容に責任を有するものの氏名と住所を記載すること」と、「最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所について記載すること」との提案（結論として現行制度における要件がそのまま移行）は理解できる。消費者庁の提案における実質上の変更点としては製造者→製造所がかわることとなると読めるが、その部分も現行どおりでよいのではないか。（もしくは、現行に加え、24 ページパターン②に該当する場合は「所」とも書くことができるとしてはどうか）

以上

## 参考. 加工例

